２０２４年度貸借対照表及び損益計算書

東京都新宿区西新宿８－１７－１
フコクしんらい生命保険株式会社
代表取締役社長　　森下　俊彦

２０２４年度（２０２５年3月３１日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	**45,102**	**保険契約準備金**	**1,850,631**
現金	0	支払備金	5,210
預貯金	45,102	責任準備金	1,845,128
有価証券	**1,881,435**	契約者配当準備金	291
国債	1,056,940	**代理店借**	**688**
地方債	216,379	**再保険借**	**9**
社債	582,273	**その他負債**	**5,468**
株式	78	未払法人税等	1,590
外国証券	1,958	未払金	80
その他の証券	23,805	未払費用	1,145
貸付金	**3,266**	預り金	20
保険約款貸付	3,266	リース債務	2,020
有形固定資産	**256**	資産除去債務	43
建物	85	仮受金	569
その他の有形固定資産	171	**退職給付引当金**	**9**
無形固定資産	**2,218**	**価格変動準備金**	**17,114**
ソフトウェア	342	**負債の部合計**	**1,873,922**
リース資産	1,820	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	55	**資本金**	**35,499**
代理店貸	**0**	**資本剰余金**	**25,499**
再保険貸	**44**	資本準備金	25,499
その他資産	**6,567**	**利益剰余金**	**13,672**
未収金	1,499	利益準備金	120
前払費用	270	その他利益剰余金	13,552
未収収益	4,411	繰越利益剰余金	13,552
預託金	292	**株主資本合計**	**74,672**
仮払金	90	**その他有価証券評価差額金**	**△ 2,060**
その他の資産	2	**評価・換算差額等合計**	**△ 2,060**
繰延税金資産	**7,642**		
貸倒引当金	**△ 0**	**純資産の部合計**	**72,611**
資産の部合計	**1,946,534**	**負債及び純資産の部合計**	**1,946,534**

（貸借対照表の注記）

1．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日　日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については、3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。
・有形固定資産（リース資産を除く）
　定率法（ただし、建物（2016 年 3 月 31 日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
なお、有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

3．貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。

4．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

5．価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

6．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

7．初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2 回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

８．保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等（以下「既発生未報告支払備金」という。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。

９．期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

10．無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

(1) ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(2) リース資産

リース期間に基づく定額法によっております。

11. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日　日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

12. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日 企業会計基準第 34 号)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(2024 年 9 月 13 日 企業会計基準適用指針第 33 号)等の公表により、リースに関する会計処理等が改正されることになります。
強制適用は 2027 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首からであり、2027 年度の期首から適用する予定であります。当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

13. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。
資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に関する基本方針に則って諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。
主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	1,881,435	1,766,305	△ 115,129
満期保有目的の債券	499,227	486,167	△ 13,059
責任準備金対応債券	1,131,956	1,029,886	△ 102,069
その他有価証券	250,250	250,250	―
貸付金	3,266	3,266	△ 0
保険約款貸付	3,266	3,266	△ 0

14\. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券	71,385	178,865	―	250,250
その他有価証券	71,385	178,865	―	250,250
国債	50,688	―	―	50,688
地方債	―	16,984	―	16,984
社債	―	156,735	―	156,735
株式	78	―	―	78
外国証券	―	1,958	―	1,958
その他の証券	20,618	3,186	―	23,805

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券	938,618	577,435	―	1,516,054
満期保有目的の債券	338,253	147,914	―	486,167
国債	338,253	―	―	338,253
地方債	―	77,199	―	77,199
社債	―	70,714	―	70,714
責任準備金対応債券	600,365	429,521	―	1,029,886
国債	600,365	―	―	600,365
地方債	―	108,959	―	108,959
社債	―	320,562	―	320,562
貸付金	―	―	3,266	3,266
保険約款貸付	―	―	3,266	3,266

(3)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア．有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル 3 の時価に分類しております。

イ．貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 22 百万円であります。なお、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は 457 百万円であります。

17. 関係会社に対する金銭債権の総額は 62 百万円、金銭債務の総額は 257 百万円であります。

18. 繰延税金資産の総額は 7,706 百万円、繰延税金負債の総額は 8 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 55 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金 4,951 百万円及び保険契約準備金 1,350 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、資産除去債務に係る償却超過額 8 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 18.1%との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響△8.8%、税額控除△3.3%であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率は 28.0%を適用しておりま

したが、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9%に変更になりました。この変更により、当期末における繰延税金資産は230百万円の増加となります。また、法人税等調整額は202百万円の減少となります。

19．契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	290百万円
当期契約者配当金支払額	193百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	194百万円
当期末現在高	291百万円

20．保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は12百万円であります。

21．1株当たりの純資産額は81,944円92銭であります。

22．退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、104百万円であります。

2024年度 （2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	311,109
保険料等収入	284,954
保険料	284,897
再保険収入	56
資産運用収益	24,939
利息及び配当金等収入	24,725
預貯金利息	4
有価証券利息・配当金	24,625
貸付金利息	95
その他利息配当金	0
有価証券売却益	213
その他経常収益	1,214
年金特約取扱受入金	5
保険金据置受入金	876
支払備金戻入額	259
その他の経常収益	73
経常費用	304,202
保険金等支払金	164,243
保険金	16,491
年金	106,240
給付金	3,335
解約返戻金	37,891
その他返戻金	189
再保険料	94
責任準備金等繰入額	117,776
責任準備金繰入額	117,776
契約者配当金積立利息繰入額	0
資産運用費用	3,099
支払利息	17
有価証券売却損	2,933
貸倒引当金繰入額	0
その他運用費用	148
事業費	14,831
その他経常費用	4,250
保険金据置支払金	1,006
税金	2,235
減価償却費	1,002
退職給付引当金繰入額	3
その他の経常費用	2
経常利益	6,906
特別損失	4,402
固定資産等処分損	0
価格変動準備金繰入額	4,402
契約者配当準備金繰入額	194
税引前当期純利益	2,309
法人税及び住民税	2,178
法人税等調整額	△ 1,761
法人税等合計	417
当期純利益	1,892

（損益計算書の注記）

１．関係会社との取引による収益の総額は 70 百万円、費用の総額は 2,127 百万円であります。

２．有価証券売却益の主な内訳は、株式等 213 百万円であります。

３．有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 2,933 百万円であります。

４．責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 1 百万円であります。

５．1 株当たりの当期純利益は 2,135 円 26 銭であります。